

議案 第98号 資料

那須塩原市元気アップデイサービスセンターさくらほか2施設の指定管理者の指定について

1 主な管理業務等の内容

- (1) センターの利用の許可に関する業務
- (2) センターの施設の維持管理に関する業務
- (3) センターの運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

2 導入形態

公募（応募団体：公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター）

3 選定の考え方

指定管理者の選定に当たっては、施設の適切な運営の観点から、原則として、「1 施設の管理運営能力」及び「2 住民サービスの向上」の小計点数が配点の60%以上（配点が70点の場合は、42点以上）を満たす団体を選定対象とし、基準を満たす団体について、「3 管理経費の削減」の点数を加点し、合計点数が最も高い団体を中心に選定するものとする。

4 選定結果

選定基準	審査項目	配点	応募団体
			公益社団法人那須塩原市シルバー人材センター
1 施設の管理運営能力	(1) 申請団体の経営状況	10	9
	(2) 管理運営に係る人的・物的体制	20	15
2 住民サービスの向上	(1) 利用者の平等な利用の確保	10	8
	(2) 利用者に対するサービスの向上	15	13
	(3) 施設の効果的な活用	15	11
小計点数（得点率）		70	56（80%）
選定対象			対象
3 管理経費の削減	(1) 指定管理料の提案額		2
合計点数			58
選定結果			選定

5 選定理由

指定管理者候補者選定審査基準表の点数が合格基準を満たす団体を選定

6 選定団体の概要

(1) 設立年月日 昭和62年9月2日

(2) 主な事業内容

ア 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

イ 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、栃木県知事が「高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に係る指定を行った場合は、本号中「軽易な業務」とあるのは「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

ウ 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

エ その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。